

星槎大学学位規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、星槎大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定め、学位授与の適正な運営を図ることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、修士（専門職）、博士 とする。

第2章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は共生科学とする。

(学士の学位の授与)

第5条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、学位記を交付する。

第3章 修士の学位

(修士の学位授与の要件)

第6条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第7条 修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、教育とする。

(学位論文又は課題研究の成果の提出)

第8条 大学院修士課程の学生は、学位論文又は課題研究の成果を研究科長に提出するものとする。

(審査)

第9条 研究科長は、前条の学位論文又は課題研究の成果の提出を受けたときは、速やかに修士課程教授会に当該学位論文の成果の審査を付託しなければならない。

2 修士課程教授会は、前項の付託を受けたときは審査委員会を設置し、当該学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を実施させるものとする。

(最終試験)

第10条 最終試験は、学位論文又は課題研究の成果の審査に合格した者について、当該学位論文又は課題研究を中心として、口述により行うものとする。

(修士課程教授会への報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の成果の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその氏名及び学位論文又は課題研究の成果の審査結果の要旨並びに最終試験の結果を文書で修士課程教授会に報告しなければならない。

(修士課程の修了の審議)

第12条 修士課程教授会は、前条の報告に基づき、修士課程の修了の可否を審議する。

(審査結果等の報告)

第13条 研究科長は、前条の規定により修士課程の修了の可否の審議結果を文書で学長に報告しなければならない。

(修士課程の修了の認定)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士課程の修了の認定を行う。

(修士の学位の授与)

第15条 学長は、修士の学位を授与すべき者には、学位記を交付する。

(学位授与の取消し又は撤回)

第16条 学長は、修士の学位を授与された者が次の各号の1に該当すると認められたときは、修士課程教授会の意見を聴き、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。

2 学長は、前項の規定に基づき、当該学位を取り消し、又は撤回したときは、その旨を学内に公表するとともに、既に交付した学位記を返還させなければならない。

3 第13条の規定は、第1項の場合に準用する。

第4章 修士（専門職）の学位

(修士（専門職）の学位授与の要件)

第17条 修士（専門職）の学位は、本学専門職大学院を修了した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第18条 修士（専門職）の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、教育とする。

(専門職修士課程の修了の審議)

第19条 研究科教授会は、修了要件を満たしたものの、専門職修士課程の修了の可否を審議する。

(審査結果等の報告)

第20条 研究科長は、前条の規定により専門職修士課程の修了の可否の審議結果を文書で学長に報告しなければならない。

(修士課程の修了の認定)

第21条 学長は、前条の報告に基づき、専門職修士課程の修了の認定を行う。

(修士の学位の授与)

第22条 学長は、修士（専門職）の学位を授与すべき者には、学位記を交付する。

(学位授与の取消し又は撤回)

第23条 学長は、修士（専門職）の学位を授与された者が次の各号の1に該当すると認められたときは、研究科教授会の意見を聴き、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。

2 学長は、前項の規定に基づき、当該学位を取り消し、又は撤回したときは、その旨を学内に公表するとともに、既に交付した学位記を返還させなければならない。

3 第20条の規定は、第1項の場合に準用する。

第4章 博士の学位

(博士の学位授与の要件)

第24条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第25条 博士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、教育とする。

(学位論文の提出)

第26条 大学院博士課程の学位の授与を受けようとする者は、学位論文審査申請書及び学位論文を研究科長に提出するものとする。

2 前項に規定するものの他、学位論文の審査申請に必要な書類は別に定める。

(審査)

第27条 研究科長は、前条の学位論文の成果の提出を受けたときは、速やかに博士後期課程教授会に当該学位論文の成果の審査を付託しなければならない。

2 博士後期課程教授会は、前項の付託を受けたときは博士論文審査委員会を設置し、当該学位論文の審査及び口述審査からなる最終審査を実施させるものとする。

(最終審査)

第28条 博士論文審査委員会は、学位論文の審査及び口述審査を行う。

2 学位論文の審査及び口述審査は、別に定める学位論文の審査に関する規程に基づいて行うものとする。

(研究科教授会への報告)

第29条 博士論文審査委員会は、学位論文の成果の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその氏名及び学位論文の成果の審査結果の要旨並びに最終試験の結果を博士後期課程教授会に報告しなければならない。

(博士課程の修了の審議)

第30条 博士後期課程教授会は、前条の報告に基づき、博士課程の修了に関して審議する。

(審査結果等の報告)

第31条 研究科長は、前条の規定により博士課程の修了に関する審議結果を文書で学長に報告しなければならない。

(博士課程の修了の認定)

第32条 学長は、前条の報告に基づき、博士課程の修了の認定を行う。

(博士の学位の授与)

第33条 学長は、博士の学位を授与すべき者には、学位記を交付する。

(学位授与の取消し又は撤回)

第34条 学長は、博士の学位を授与された者が次の各号の1に該当すると認められたときは、研究科教授会の意見を聴き、当該学位の授与を取り消し、又は撤回しなければならない

い。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。

2 学長は、前項の規定に基づき、当該学位を取り消し、又は撤回したときは、その旨を学内に公表するとともに、既に交付した学位記を返還させなければならない。

3 第31条の規定は、第1項の場合に準用する。

(学位論文の公表)

第35条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨を公表するものとする。

2 前項の規程により公表される博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨には、博士論文審査委員会による論文審査の結果の要旨を添え、インターネットの利用により公表するものとする。

第36条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、学位授与に係る論文の全文を公表するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規程による公表は、附属図書館が実施する星槎大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、星槎大学博士学位論文と明記する。

第6章 補則

(学位の名称の使用)

第37条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、当該学位名に「星槎大学」の名称を付記しなければならない。

附 則

この規程は平成25年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日からこれを施行する。